岐阜市民会館電気設備保安管理業務委託仕様書

１　業務名称　　岐阜市民会館電気設備保安管理業務委託

２　業務場所　　岐阜市美江寺町２丁目６番地　岐阜市民会館

３　業務機関　　令和　４年４月１日から令和　９年３月３１日まで

４　点検設備　　受電電圧　６，６００Ｖ

　　　　　　　　設備容量　７３０ｋＶＡ

　　　　　　　　　変圧器　３φ３Ｗ　１５０ｋＶＡ　１台

３φ３Ｗ　１００ｋＶＡ　２台

１φ３Ｗ　２００ｋＶＡ　１台

１φ３Ｗ　１５０ｋＶＡ　１台

１φ３Ｗ　　３０ｋＶＡ　１台

非常用予備発電装置

　　　　　　　　　　　　　２２０Ｖ　３φ　１５０ｋＶＡ　１台

５　業務概要

（１）月次点検

ア　接地装置　　　　　　　　　　　１台

イ　地絡継電器、不足電圧継電器　各１台

ウ　過電流継電器　　　　　　　　　３台

エ　真空遮断器　　　　　　　　　　３台

オ　変圧器　　　　　　　　　　　　６台

カ　その他高圧機器

　・母線　　　　　　　　　　　　１式

・断路器　　　　　　　　　　１１台

・高圧開閉器　　　　　　　　　８台

・電力コンデンサ　　　　　　　２台

・計器用変流器　　　　　　　　６台

・計器用変成器　　　　　　　　２台

・避雷器　　　　　　　　　　　３台

キ　受変電盤　　　　　　　　　　　１式

ク　低圧回路　　　　　　　　　　　１式

ケ　配電盤設備　　　　　　　　　　１式

コ　蓄電池設備　　　　　　　　　　１式

（２）年次点検

　　　ア　接地装置接地抵抗測定

　　　イ　地絡継電器、不足電圧継電器動作特性試験

　　　ウ　過電流継電器動作特性試験

　　　エ　真空遮断器動作特性試験、絶縁抵抗測定、精密点検

　　　オ　変圧器絶縁抵抗測定、絶縁油点検

　　　カ　その他の高圧機器（母線、断路器、高圧開閉器、電力コンデンサ、計器用変流器、計器用変成器、避雷器）

絶縁抵抗測定、精密点検

キ　受変電盤

　　　　　盤内清掃、配線接続部増し締め

　　　ク　低圧回路

　　　　　幹線回路絶縁抵抗測定、負荷回路絶縁抵抗測定

　　　ケ　配電盤設備

　　　　　盤内清掃、配線接続部増し締め

　　　コ　蓄電池設備

　　　　　外観点検、機能点検

６　保安管理内容

1. 受注者は、本仕様書に基づき、電気事業法第３８条第４項に規定する自家用電気工作物の保安及び維持のため保安管理業務を行うこと。

　　　　また、高・低圧回路に係る電気事故、その他電気工作物に異常が発生した際に発注者から連絡があったとき、受注者は速やかに技術者を派遣し、異常の復旧、原因の探求に協力するとともに適切に対応すること。

　　　　なお、電気事業法に規定する電気事故報告書が必要であるときは作成及び手続の指導を行うこと。

1. 受注者は、保安管理業務を実施する者（以下「保安業務従事者」という。）には、電気事業法施工規則第５２条の２第１項第２号イ及び附則第３条に適合する者を選任するものとする。
2. 月次点検は毎月１回、年次点検は年１回とし、発注者立ち合いのもと別表に定める項目及び内容について実施すること。点検日時の決定数に当たり、事前に発注者と打ち合わせ行い、催し等に支障をきたすことがないこと。

　　　　なお、年次点検実施月は当該月の月次点検を含むものとする。点検終了後、点検内容及び結果等をまとめた報告書を作成し提出すること。

なお、報告書を作成するにあたり過去の点検のデータも活用すること。

1. 点検を実施するために必要な工具、測定器及び消耗品並びに軽微な補修は受注者負担とする。

　また、点検において不良個所などが発見され調整・修理等の必要が生じた場合は、発注者の合意を得て行うこと。

1. 点検中の事故及び点検不良が原因と考えられる事故等により、発注者または利用者に損害を与えた場合は、受注者の責任と負担で対応すること。
2. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面については、作成及び手続の指導をすること。

７　その他

1. 本仕様書は大要を述べたもので、詳細については発注者と協議のうえ

決定する。

1. 委託料は、各年度毎の支払予定額を特約条項で定め、支払いは年２回とし、振込み手数料については受注者の負担とする。